

平成23年第5回美郷町議会定例会

議事日程（第3号）

平成23年6月10日（金曜日）午前10時開議

議案審議（質疑～討論～表決）

- 第 1 議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 2 議案第45号 財産の処分について
- 第 3 議案第46号 工事請負契約の締結について
- 第 4 議案第47号 工事請負契約の締結について
- 第 5 議案第48号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正について
- 第 6 議案第49号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第2号
- 第 7 議案第50号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号
- 第 8 議案第51号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号
- 第 9 議案第52号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号
- 第10 議案第53号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号

追加議案審議

- 追加第1 議案第54号 財産の取得について
- 追加第2 議員派遣について
- 追加第3 閉会中の継続審査及び継続調査について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（18名）

1番	中村美智男君	2番	熊谷良夫君
3番	伊藤福章君	4番	武藤威君
5番	森元淑雄君	6番	中村利昭君
7番	吉野久君	8番	福田守君
9番	泉美和子君	10番	泉繁夫君
11番	杉澤隆一君	12番	澁谷俊二君
13番	深澤均君	14番	戸澤勉君
15番	熊谷隆一君	16番	飛澤龍右エ門君
17番	深沢義一君	18番	高橋猛君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田知己君	副町長	佐々木敬治君
総務課長	小原正彦君	企画財政課長	高橋薫君
税務課長	小原隆昇君	住民生活課長	鈴木隆君
福祉保健課長	前田忠秋君	農政課長	深澤克太郎君
商工観光交流課長	池田茂碁君	建設課長	照井智則君
会計管理者兼 出納室長	高橋辰巳君	農業委員会 委員長	渡邊調君
農業委員会 事務局 局長	渋谷新一君	教育委員長	佐藤孝君
教育長	後松順之助君	教育次長兼 教育総務課長	須田喬君
教育施設課長	梅山正之君	生涯学習課長	小林宏和君
代表監査委員	久米力君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	高橋 潔	庶務班長 兼議事班長	鈴木邦子
主査	佐々木直樹		

◎開議の宣告

○議長（高橋 猛君） おはようございます。定刻並びに出席議員が定足数に達しておりますので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に差し上げております日程表により行います。

（午前10時00分）

◎議案第44号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第1、議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第44号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第44号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第44号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり決しました。

◎議案第45号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第2、議案第45号 財産の処分についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、熊谷良夫君。

○2番（熊谷良夫君） ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、随意契約で売ることになった

そこまでに至る経過をもうちょっと詳しく教えていただきたいということと、今回の請負の中に同じ敷地内に車庫があったと思いますけれども、それはどうすることか。もし、分筆登記すればどのような線引きによって分けたのか、そこら辺をお願いします。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 今回の財産処分でございますが、旧秋田県総合保健事業団より建物については無償の譲渡を受けてございます。それが平成22年4月8日に申し出がございまして、同日寄附を受けたところでございます。みさとマークにつきましては昨年6月9日に貸付申請がございまして、これまで貸し付けをしているところでございます。現在貸し付けしている土地建物についてみさとマークが取得をしたいということでしたので、みさとマークに随意契約で売り渡しをするという内容でございます。

現在、スクールバスの車庫がございます。みさとマークに対しましては旧保健事業団の、現在は作業所として使っているところでございますが、その部分に駐車できるスペース、その部分までをみさとマークの方に売り渡しをするということで、町が所有しておりますスクールバス等々の車庫につきましては通路等々確保してございます。以上でございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。8番、福田 守君。

○8番（福田 守君） この財産処分と価格等については何ら問題ないと思いますけれども、もともと建物を保健事業団から無償譲渡されておりますけれども、土地はもともとの美郷の土地だと思いますけれども、ただ、値段が建物1、2をひっくるめて1,400万円という金額を出しておりますけれども、見る方によれば無償譲渡したものを販売したというようにもとられがちなんですけれども、その土地だけの値段なのか、建物1、2については無償譲渡なので無償なのか、そこら辺ちょっと。

○議長（高橋 猛君） 総務課長。

○総務課長（小原正彦君） 議員ご指摘のように、建物については無償譲渡を受けておりますので、建物については町としても無償で、土地・建物を合わせてこの値段ということでございます。建物については無償というような格好になります。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第45号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第45号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第45号 財産の処分については原案のとおり決しました。

◎議案第46号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第3、議案第46号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第46号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第46号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第46号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

議案第47号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第4、議案第47号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第47号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第47号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第47号 工事請負契約の締結については原案のとおり決しました。

◎議案48号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第5、議案第48号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正についてを議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第48号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第48号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第48号 美郷町雁の里山本公園設置条例の一部改正については原案のとおり決しました。

◎議案第49号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第6、議案第49号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。4番、武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 10款2項11節ですけれども、説明を聞きましたけれども遊具の修繕ということのようすけれども、どういうものでどのぐらいの数になったかわからないんですけれども、私が考えるには遊具、さまざまあると思いますけれども、中には壊れたものを勝手にやらせれば凶器にもなるものもあるかもしれない。これは逐次点検なり検査なりしながら対応していくものだろうといつも考えておりましたけれども、今回余りにも数が多い。これはどういう形で出てきたのか。その都度、その都度、対応していくのが安全な、しかもそれを大いに利用してもらう体制に立っていくのが当然だと思いますけれども、その辺、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 教育施設課長。

○教育施設課長（梅山正之君） ただいまの質問にお答えいたします。この施設点検は毎年実施してございまして、昨年も同様に実施してございます。その中で昨年は修繕を要しないという判定で出てこなかった遊具のものが、今回雪害等、それから鉄部の腐食等でひどくなっているということで修繕を要するという判断に至った経緯がございまして、今回補正をお願いするところでございまして、主な遊具の種別といたしましては木製のピラミッド、それからブランコ、それからリング等の修繕でございまして、これは小学校等においてはブランコもございまして、今10款2項のご質問でしたけれども、各幼稚園・保育園にも共通して言えますので、どうか今回の修繕につきましてはそういうことでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（高橋 猛君） 武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 確認しておきたいと思っておりますけれども、今の答弁では毎年この時期にやっているというような形に聞こえてきますけれども、果たしてそれでいいのかどうか。その教育機関、またその他のいろいろな役場関係、絶えず点検しながら対応していくべきではないかという気持ちから聞いたわけですので、この後もそういう形で1年に1回、さびたから塗るとかそういう考えではいつか何が起きるのかわからないと思っておりますので、その点を気をつけていただきたいものだと思います。以上です。

○議長（高橋 猛君） 答弁はよろしいですか。（「はい」の声あり）

5番、森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） 55ページの18節の除雪トラックであります、たしか課長の説明では東日本の地震の影響により値上がり分についての補正と言われたと思いますが、急に325万円もの値上がりした経緯を詳しくご説明を願いたいと思います。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。除雪トラックの予算計上の経緯でございますけれども、これまでは除雪車の購入に際しましてそれぞれの購入の際に競争原理が働いてございました。それらのメーカーの競争原理、それらの価格をもとに予算設定をしてございました。ところが、今回通常の価格の競争原理、それと資材の調達、それらが今回の地震の影響なり部品の調達、それらで正常な計画的な生産、それから競争原理、それらが適正に働かない旨を、大変だという旨を業者の方から受けまして本来の価格設定、その部分の価格で購入の予算計上をお願いしたところでございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） 町長。

○町長（松田知己君） ただいま建設課長が適正な競争原理が働かない旨の発言をしましたが、それは正確な発言ではなくて需要と供給のバランスの中で成り立つ入札制度の中で当初見込んでいた額よりも高い値段での実態が見込まれるということでの補正であるということでご理解ください。

○議長（高橋 猛君） 森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） そうすれば、何もこのような時期に高い金額で必ず購入しなければならないのかどうか。そしてまた、この除雪トラックは特殊車両でもありますので、用途以外は使用できないものと思われませんが、この値上がり分につきましても国の補助金等の対象になり得るのかどうか、その辺をお伺いします。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ご質問にお答えいたします。補助金の件でございますけれども、一つは当初申請してございます補助金の額、それらが雪寒指定の額の補助率3分の2、それらの額で推移いたしますので今回の補正予算の額、それらにつきましては社会資本総合整備交付金、その中での一括処理という形になります。それから、あと補助金の残債でございますけれども、それらについては起債対象を予定してございまして、起債の方の対象での購入ということになります。以上です。

すみません、もう一つ購入の時期でございますけれども、雪寒指定でございますけれども、国

の補助金がつく雪寒の指定路線の機械、これが現在町に20台ございます。その中で除雪トラックにつきましては本台数1台限りでございますので、できれば計画どおりの更新、それらをお願いしたいと考えてございます。

○議長（高橋 猛君） 森元淑雄君。

○5番（森元淑雄君） わかりました。私は余り同じものを購入するのに高い金額で買うのはどうかなというふうに思っております。それで、私も聞いたことがありませんが、リース的な考え方はないのかどうか、最後にお伺いします。

○議長（高橋 猛君） 建設課長。

○建設課長（照井智則君） ただいまのご質問にお答えいたします。建設機械の価格は約2,100万円の価格でございます。そのうちの国の補助率が3分の2でございます。そうすると1,400万円ほどが国の補助金と。残りの部分について起債が対象になるということでリース事業の対象になった場合は補助事業の対象から外れることとなります。あくまでもリース契約だと多分60カ月とか90カ月、それらの月々の支払いになりますので、総額的な費用負担を考えますとあくまでも国の補助事業で導入をお願いしたいと考えてございます。以上です。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。2番、熊谷良夫君。

○2番（熊谷良夫君） ちょっと総務管理費でお伺いしますけれども、新規事業なのであえてお伺いしますけれども、この秋田県日韓親善協会、これは上部組織なり、あるいは美郷町にも下部組織なりあるものかどうか。あとは事務局はどういうところにあるのか、ちょっと教えていただきたい。

○議長（高橋 猛君） 商工観光交流課長。

○商工観光交流課長（池田茂碁君） 秋田県日韓親善協会についてお答えします。これの上部組織ということでございますけれども、上部組織としてはございません。以前、秋田県日韓親善協会というのがかつて存在していて、一度廃止になったわけですが、日韓で協力していくというようなことが最も地理的にも近い秋田県の中で非常に大切であるということから設立された団体でございます。事務局の方ですが、大変申しわけないですが、事務局の方については、まず要綱の中では秋田市に置くということで、独立して日韓親善協会の事務局があるといった形で伺っております。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) これでは質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第49号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第49号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第49号 平成23年度美郷町一般会計補正予算第2号は原案の通り決しました。

◎議案第50号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第7、議案第50号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。9番、泉 美和子君。

○9番(泉 美和子君) 国保税の応益割の負担が、応益割額の方が高くなっていますけれども、低所得者の負担がますますふえていく、こういうことになると思います。そのために法定減額しているということになると思いますけれども、どんどんこれからも応益の方を高めていくようなことになれば大変なことになると思います。この割合についての考え方をお願いいたします。

○議長(高橋 猛君) 税務課長。

○税務課長(小原隆昇君) お答えをさせていただきます。議員ご指摘の応能・応益割合の資料でございますが、議案資料集の12ページ並びに13ページに書かれた部分をご指摘と考えてございます。23年度につきましては資料にありますとおり、応能割が48%、応益割が52%でございます。ご質問のとおり応益割の割合が若干高くはなっておりますが、基本が50対50でございますので、21、22、23年度、21年度でございますと若干応益割の割合が低いという状況が続いてございますが、50対50を基本にしてそれを微調整する。国の基準は45対55のどちらかで、その範囲内ということでございますので、23年度につきましては範囲内におさまっているということでございます。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

4番、武藤 威君。

○4番（武藤 威君） 応能・応益のこの割合ですけれども、ここ相当前から差がずっとあったはずなんです。それが年々差をなくしてきて50対50と今当たり前にいうようになりましてけれども、そもそもこのグラフを見ても毎年のように、例えば軽減者がふえてきている。確かに今国保に入る人たち、会社をやめて国保に入ったり農業もこのとおりの形で国保も関係の農業者を含めながらそういう人たちが年々厳しいということでこういう世帯数割合と人数割合と年々多くはなっていておると思いますけれども、泉議員が言ったように、これにも連携する応能・応益の割合が昔と違ってきているというのも原因になってきているような気がしてならないわけですけれども、その辺、何と考えておりますか。

○議長（高橋 猛君） 税務課長。

○税務課長（小原隆昇君） 議員ご指摘の応能・応益の割合がかつてもっと幅があったというお話でございますが、これにつきましてはかつて、現在の軽減制度でございますが、7割、5割、2割と3種類ございますが、かつては6割と4割、2種類ございました。その当時は、議員ご指摘のとおり、応益割が30%程度で推移していたという時代もあったように記憶はしてございます。ただ、国の制度が若干かわりまして、7割、5割、2割の3種類の軽減制度ができたときに、先ほども申しましたが、応能・応益の割合を45：55、あるいは50対50を基本にして前後5%ずつの範囲であれば2割軽減の制度を適用してもよいという改正がなされてございます。町としましては、広く軽減制度をご利用いただくという趣旨もございまして50対50を基本にその前後で推移をしているということでございます。

○議長（高橋 猛君） ほかに質疑ありませんか。2番、熊谷良夫君。

○2番（熊谷良夫君） この応能・応益制度を見直すためには多分税率改正税額を上げなければいけないのかなと思っておりますけれども、今回税率改正をしないでその他の繰越金などを入れてあげなかった理由といたしますか、そこら辺ちょっとお願いしたい。

○議長（高橋 猛君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（前田忠秋君） ただいまのご質問に対してお答えします。まず、議案説明の際にも申し上げましたとおり、医療給付の実績自体は伸びてございます。一方で国保の加入者、主として加入者になられる農業所得の部分を見ますと対前年11%落ち込んでいる。こういった中で税率を引き上げるということになれば、今納めていただいている税金をそれ以下に収納率が下がっ

てしまうのではないかという危惧が私ども財政当局としてございました。そういった中で、22年度の決算見込みを見ますと歳入の部分で特別調整交付金というものが国と県からいろいろな事情によって入ってくる場合がございます。本町の場合はことし特別調整交付金で約4,500万円ほど入ってまいります。これは何かといいますと、いわゆるその他の事由で入ってくるものでございます。その他の事由というのは明確な理由は国県から示されませんが、収納率の状況や町として重症化防止対策やもしくは町として国保財政に対する取り組みが評価されて特別に交付されるものであります。そういうものもございまして、一方検診率のアップということのリンクの中でこれら出てきた財源については税率に充当すべきではないかという判断のもとに今回税率改正をしなかったというものであります。以上であります。

○議長（高橋 猛君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） これで質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第50号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第50号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第50号 平成23年度美郷町国民健康保険特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第51号の質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 日程第8、議案第51号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第51号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第51号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第51号 平成23年度美郷町簡易水道事業特別会計補正予算第2号は原案のとおり決しました。

◎議案第52号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第9、議案第52号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第52号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第52号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第52号 平成23年度美郷町下水道事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

◎議案第53号の質疑、討論、表決

○議長(高橋 猛君) 日程第10、議案第53号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号を議題といたします。

説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 討論なしと認めます。

議案第53号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第53号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議案第53号 平成23年度美郷町農業集落排水事業特別会計補正予算第1号は原案のとおり決しました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時33分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時34分）

○議長（高橋 猛君） ただいま配布しました追加議事日程表のとおり、案件が提出されております。これを日程に追加したいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認め、日程に追加して議題とすることに決定しました。

暫時休憩いたします。

（午前10時35分）

○議長（高橋 猛君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

（午前10時36分）

◎議案第54号の上程、質疑、討論、表決

○議長（高橋 猛君） 追加日程第1、議案第54号 財産の取得についてを上程し、議題といたし

ます。議案を朗読いたします。事務局長。

(事務局長朗読)

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明を求めます。総務課長。

○総務課長(小原正彦君) 議案第54号 財産の取得について説明いたします。

東日本大震災及びその後の余震による停電発生によって住民のライフライン、特に水道水の確保が急務であることから、5月の第4回臨時議会において議決をいただきました簡易水道施設用の自家発電装置6基の取得について、6月8日の指名競争入札の結果、1,785万円で美郷町土崎の株式会社日仙電機美郷営業所に落札となりましたので、契約に当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、本契約の納期限は平成23年11月30日であります。よろしく願いいたします。

○議長(高橋 猛君) 提案理由並びに内容の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 討論なしと認めます。

議案第54号について、これより採決いたします。

お諮りします。議案第54号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(高橋 猛君) 異議なしと認めます。よって、議案第54号 財産の取得については原案のとおり決しました。

◎議員派遣について

○議長(高橋 猛君) 追加日程第2、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきましては、お手元に配布しておりますとおり派遣することにし
たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件についてはお手元に配布したとおり派遣することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査及び継続調査について

○議長（高橋 猛君） 追加日程第3、閉会中の継続審査及び継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長及び議会広報特別委員長より、調査中の事件等について会議規則第75条の規定によりお手元に配布しておりますとおり閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長及び議会広報特別委員長からの申し出のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（高橋 猛君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長及び議会広報特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（高橋 猛君） 以上で今定例会に上程されました議案の審議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもちまして平成23年第5回美郷町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午前10時40分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成23年6月10日

美郷町議会議長 高 橋 猛

署 名 議 員 武 藤 威

署 名 議 員 森 元 淑 雄